# 第２期新いばらき障害者プラン（案）の策定について

平成 30 年 3 月 19 日
保健福祉部障害福祉課

## １　策定根拠

（１）障害者基本法第１１条第２項に基づく障害者基本計画
（２）障害者総合支援法第８９条第１項に基づく障害福祉計画
（３）児童福祉法第３３条の２２に基づく障害児計画

## ２　策定方針・基本理念

現行計画が平成２９年度をもって終了することから，国が定める第５期障害福祉計画に係る基本指針や，第４次障害者基本計画等を踏まえ，「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に，「活力があり，県民が日本一幸せな県づくり」を目指し，「新しい安心安全」につながる様々な施策を盛り込む。

## ３　構成

◆　３つの基本目標
①「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」
②「質の高い保健・医療・福祉の充実を目指して」
③「快適に暮らせる社会をめざして」

◆　計画の期間
平成３０～３５年度（平成３２年度に中間見直し）

◆　施策の基本方向

**ひとりひとりが尊重される社会をめざして**

①思いやりと助け合いの心づくり，②権利擁護の推進，③地域生活への移行の促進，④教育・育成の充実，⑤就労機会の拡大，⑥文化芸術・スポーツレクリエーション活動の充実

【主な施策】
権利擁護の取り組みの充実，地域包括ケアシステムにおける精神障害者への支援の充実，一般就労の促進，スポーツ・レクリエーション活動の充実　等

**質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして**

①保健・医療の充実，②福祉の充実，③障害児支援の提供体制の整備，④人材の確保・育成，⑤地域共生社会の実現に向けた取組

【主な施策】
医療等の充実，発達障害者や高次脳機能障害者等への福祉サービスの充実，医療的ケア児への支援の充実，障害者を支える人材の養成，保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携促進，地域支援体制の構築　等

**快適に暮らせる社会をめざして**

①人にやさしいまちづくり，②外出支援の充実，③安全・安心な暮らしの確保，④行政サービス等における配慮

【主な施策】
ユニバーサルデザインの推進，同行援護事業の促進，防災対策の充実，合理的配慮の提供，災害時における支援体制の整備　等